

仕 様 書

1 件名

宮崎市立小中学校で使用する電話回線契約

2 通話サービス利用期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

契約後の現地調査等の理由により、令和6年4月1日までの開通が困難な場合は、発注者と受注者で協議のうえ、最短で使用可能となるよう努めることとする。

3 対象回線

別紙1のとおりとする。

対象回線は見込みであり、回線の状況によっては必ずしも契約の対象となることを保障するものではない。このため、受注者において全学校の対象予定回線を調査し、実際に対象となる回線数を確認すること。

4 一般事項

- (1) 通話サービスの種類は、マイライン後継サービス（ビズライン）又は直収型固定電話サービス（ひかり電話は除く。）とする。
- (2) 現在、使用している電話番号（ダイヤルイン番号を含む。）を工事等せずに短縮番号などもそのまま利用でき、さらに、将来契約会社に変更となっても電話番号を変更することなく使用できるほか、通話品質も同等以上とすること。
- (3) 現在、対象回線を所管している各学校が必要に応じて提供を受けている付加サービスと同様のサービスを継続できること。
- (4) 市内、県内市外、携帯電話、IP電話への通話及びFAX通信が可能であること。
- (5) 別紙1の対象回線について、発注者は、移転、追加、回線構成変更等に伴う解約その他変更を行うことができるものとする。対象回線に変更があった場合は、受注者は速やかに発注者に電子メール等により報告すること。
- (6) 現在、登録済みである災害時優先電話は継続して使用可能とすること。
- (7) 現在、西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」という。）が提供している次の番号が利用可能であること。
104（番号案内）、110（警察への通報）、115（電報の申込）、117（時報）、118（海上保安庁への通報）、119（火事・救助・救急車）、171（災害用伝言ダイヤル）、177（天気予報）、188（消費者ホットライン）、189（児童相談所全国共通ダイヤル）
- (8) 相手方に発信した電話番号等の表示が可能であること。
- (9) 必要機器を設置する場合は、費用は受注者の負担とし、専ら該機器の保守を適切に行うこと。
- (10) 契約期間を満了した際は、自動的に期間を1年延長するものとする。なお、契約を

延長しない場合、もしくは契約を解除する場合は、2か月前までに発注者から受注者へ通知するものとし、契約解除に伴う違約金は発生しないものとする。

- (11) 通話サービスの提供開始又は終了に伴う作業等が必要となる場合は、当該作業等に関し調整が必要な事項については、受注者と発注者とで協議するものとする。また、受注者は、当該作業等の実施にあたっては、教育委員会企画総務課の指定する担当職員（以下「担当職員」という。）の指示の下で速やかに準備や措置を行い、完了したときは担当職員の確認を受けること。
- (12) 契約期間中に不具合等が発生した場合は、代替措置を含め担当職員と協議し速やかに復旧すること。当該不具合等が受注者に起因するものであった場合は、当該不具合等によって生じた一切の費用を受注者が負担すること。なお、障害時の対応は24時間体制とすること。
- (13) 契約解除により、受注者が設置した回線や機器等が不要になり、撤去が必要となった場合は、受注者の負担により撤去すること。
- (14) 市から契約内容等の照会があった場合には、受注者は誠実に対応すること。

5 入札金額

入札金額は、初期導入費用、基本料金及び通話料金の合計金額（税抜）とし、入札書の参考総価比較額（2年額）に記載するものとする。

(1) 初期導入費用

初期導入費用とは、「回線工事費用」、「開設に係る契約手数料等諸経費」、「機器設置工事費用」、「番号ポータビリティに係る工事費用」、「交換機械調整費用」など、通話サービスを提供開始する上で必要な費用とする。提供する通話サービスに応じ、通話サービス変更に伴い必要となる費用を次の表を参考に加算すること。

なお、上記費用を加算した上で割引がある場合は、割引後の費用とすること。

		初期導入費用		
		NTT 西日本	NTT 西日本以外の 直収型固定電話	ビズライン
対象回線の 現在の 通話サービス	NTT 西日本		NTT 西日本の回線休止工事費用 (基本工事費用 + 交換機等工事費用) + 初期導入費用	ビズライン 登録料
	マイライン	ビズライン 登録料	NTT 西日本の回線休止工事費用 (基本工事費用 + 交換機等工事費用) + 初期導入費用	ビズライン 登録料

(2) 基本料金

基本料金は、回線使用料の金額とし、回線種別に応じて受注者が示す単価を乗じて積算された月額²の4か月分とする。NTT 回線を利用する場合は、NTT 基本料金を月額に加算すること。ただし、ユニバーサルサービス料は除く。

なお、NTT 基本料金を月額に加算した上で割引がある場合は、割引後の金額とすること。

(3) 通話料金

通話料金は、通話区分に応じて受注者が示す単価を乗じて積算された月額²の4か月分とする。通話料金の月額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。算出する通話料金は、市内通話料金、県内市外通話料金、県外通話料金、携帯電話通話料金及びIP電話通話料金とし、携帯電話及びIP電話については他社に通話するという条件での算出を行うこと。

6 通話料金単価

通話料金単価は、市内通話(3分)、県内市外通話(3分)、県外(3分)、携帯電話通話(3分)、IP電話通話(3分)(全て税抜き)とし、1円未満の端数がある場合でも端数処理は行わないものとする。また、通話種別ごとの通話料金単価は、全ての回線で同一に適用すること。

7 その他

(1) 契約金額は、基本料金の単価及び通話料金の単価(以下「契約単価」という。)並びに初期導入費用とする。契約単価に1円未満の端数がある場合でも端数処理は行わないものとし、通話料金の月額総額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、初期導入費用又は基本料金について、入札者において不要の場合は、入札金額の算定から除くこと。

(2) 契約期間内において著しい物価の変動その他の不測の事由が生じたときは、発注者と受注者とで協議の上、契約単価を改定することができるものとする。

(3) 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、違約金として、入札時に提示した月額の基本料金と通話料金に残契約月数を乗じて得た金額、支払い実績額及び初期導入費用(支払済みの金額を除く)の金額の合計額の10パーセントに相当する金額を市の指定する日までに支払わなければならない。

なお、この違約金は、損害賠償金の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(4) 毎月利用終了後、当該月分の利用料金の計算を行い教育委員会企画総務課に請求すること。請求に当たっては、当該契約についてまとめて請求書を作成すること。なお、請求書とは別に電子データによる回線ごとの明細(通話内容及び請求額)を提

供すること。提供する電子データは、表計算ソフト Microsoft Excel で処理できる形式のものであること。

(5) 市は、受注者からの正当な請求書を受理した日から 30 日以内に料金を支払うものとする。

(6) 市から請求書の内容について照会及び請求方法や請求のあり方について対応を求めた場合は、誠実に対応すること